

ベトナム 税務小冊子 2024

- すべての主要税率
- 税金の計算と支払い方式
- 投資優遇措置
- グローバルミニマム税
- 移転価格
- 利益の本国送金
- VAT還付
- 駐在員の雇用と個人所得税



MK

CONTENTS

| | |
|----|--------------------------|
| i | 主要税率の早見表 |
| 1 | 略語 |
| 2 | 概要 |
| 2 | 税務代理人 |
| 3 | 税務申告と納税 |
| 4 | 税務調査と罰則 |
| 5 | 法人所得税 |
| 12 | グローバルミニマム税 |
| 14 | 移転価格 |
| 16 | 付加価値税(VAT) |
| 23 | 個人所得税 |
| 28 | 外国契約者税 |
| 30 | 特別売上税 |
| 32 | 天然資源税(NRT) |
| 33 | 非農業土地使用税 |
| 33 | 環境保護税 |
| 33 | 輸出入税 |
| 36 | 会計監査要件 |
| 36 | 二重課税防止協定 |
| 40 | 社会・健康・失業保険料 |
| 42 | ベトナムで働く駐在員のための労働コンプライアンス |

主要税率の早見表

法人所得税

| 事業またはプロジェクトの種類 | 税率 |
|------------------------------------|-------------|
| 標準率 | 20% |
| 石油・ガス業界で運営している企業 | 32% - 50% |
| 鉱物資源(例:銀、金、宝石)の探査、探鉱、及び開発に従事している企業 | 40% - 50% |
| 奨励プロジェクトに対する優遇税率 | 10% または 15% |

ベトナムの税制は、グローバルミニマム税導入の一環として改正中です。最新の動向については、vdb-loi.comの「**Publications – Vietnam**」セクションまたはこちらの[リンク](#)から最新情報をご覧ください。本報告の「グローバルミニマム税」セクションもご参照ください。



個人所得税

居住納税者に関しては、事業所得または給与及び賃金所得に対する累進税率が適用されます。

| 課税レベル | 1年間の課税所得の割合 (百万ドン) | 1カ月の課税所得の割合 (百万ドン) | 税率 (%) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 1 | 60以下 | 5以下 | 5 |
| 2 | 60以上120以下 | 5以上10以下 | 10 |
| 3 | 120以上216以下 | 10以上18以下 | 15 |
| 4 | 216以上384以下 | 18以上32以下 | 20 |
| 5 | 384以上624以下 | 32以上52以下 | 25 |
| 6 | 624以上960以下 | 52以上80以下 | 30 |
| 7 | 960以上 | 80以上 | 35 |

非居住納税者には以下の税率が適用されます。

| 所得の種類 | 税率 |
|---------------------------------|-----------|
| 事業からの利益 | |
| ・ 商品の売買 | 収入の1% |
| ・ サービスの提供 | 収入の5% |
| ・ 生産、建設、輸送、その他の事業活動 | 収入の2% |
| 雇用収入 | 20% |
| 利子及び配当 | 5% |
| 保有株式及び有価証券の売却 | 売却代金の0.1% |
| 不動産売却 | 売却代金の2% |
| ロイヤリティー及びフランチャイズ収入が1,000万ドンを超える | 5% |
| 1,000万ドンを超える賞金、相続、贈与 | 10% |

外国契約者税(FCT)

FCT制度におけるVAT源泉徴収税率

| No. | 事業内容 | VAT源泉徴収税率 |
|-----|---|-----------|
| 1. | サービス業、機械・設備のリース業、保険業、建設業、組立及び設置業で、入札に建設工事における材料、機械及び設備の供給が含まれていない場合 | 5% |
| 2. | 生産、輸送、供給品に関連するサービス、建設及び組立及び設置で、入札に建設工事における材料、機械及び設備の供給が含まれる場合 | 3% |
| 3. | その他の事業 | 2% |

FCT制度における法人所得税(CIT)の源泉徴収税率

| No. | 事業内容 | 課税売上高に対するCIT税率(%) |
|-----|---|-------------------|
| 1. | 貿易: ベトナム国内における商品、原材料、供給品、機械及び設備及びサービスとの流通及び供給(インコタームズのDDP、DAT、DAPに基づく商品の提供、輸出入に基づく商品の提供を含む) | 1 |
| 2. | サービス、機械及び設備のリース、掘削プラットフォームのリース、保険 | 5 |
| 3. | ホテル、レストラン、カジノの管理サービス | 10 |
| 4. | 航空機、航空機エンジン、航空機予備部品及び船舶のリース | 2 |
| 5. | 建設、設置 | 2 |
| 6. | その他の生産または事業活動、輸送(海上輸送、航空輸送を含む) | 2 |
| 7. | 有価証券の譲渡、海外への再保険、再保険の譲渡手数料 | 0.1 |
| 8. | デリバティブ金融サービス | 2 |
| 9. | ローン利息 | 5 |
| 10. | ロイヤリティーによる収入 | 10 |

VAT(付加価値税)

| No. | 事業内容 | VAT 税率 |
|-----|---|-----------|
| 1. | 海外/非関税地域に販売され、ベトナム国外/非関税地域で消費される商品/サービスを含む輸出商品/サービス、輸出または国内輸出のために加工された商品(条件付き)、免税店に販売される商品、特定の輸出サービス、輸出加工企業のために実施される建設及び設置、航空、海上及び国際輸送サービス。 | 0% |
| 2. | 必要不可欠な商品やサービスの提供に関わる経済分野。清潔な水、教材、書籍、未加工の食料品、医薬品・医療機器、畜産用飼料；各種農産物及びサービス、技術・科学サービス、ゴムラテックス、砂糖及びその副産物、特定の文化・芸術・スポーツサービス／製品、社会住宅。 | 5% |
| 3. | VAT非課税、免税、または0%もしくは5%の対象として指定されていない活動。 | 10% |

天然資源税

| 項目 | 税率 |
|---|--------|
| 天然資源税は、石油、鉱物、天然ガス、林産物、天然魚介類、天然鳥の巣、天然水など、ベトナムの天然資源を開発する産業が支払う税金です。 | 1%～40% |

特別売上税

| 製品・サービス | 税率 |
|----------------------------------|--------|
| 葉巻/タバコ | 75 |
| スピリッツ/ワイン | |
| a) アルコール度数20度以上のスピリッツ/ワイン | 65 |
| b) アルコール度数20度未満のスピリッツ/ワイン | 35 |
| ビール | 65 |
| 24席以下の自動車 | |
| - 2018年1月1日より | 10～150 |
| シリンダー容量125cm ³ 以上のバイク | 20 |
| 飛行機 | 30 |
| ボート | 30 |

| 製品・サービス | 税率 |
|--------------------|------|
| ガソリン | 7～10 |
| エアコン(90,000 BTU以下) | 10 |
| トランプ | 40 |
| 奉書紙 | 70 |
| ディスコ | 40 |
| マッサージ、カラオケ | 30 |
| カジノ、ジャックポットゲーム | 35 |
| 賭けを伴うエンターテイメント | 30 |
| ゴルフ | 20 |
| 宝くじ | 15 |

土地使用税

| 項目 | 税率 |
|--|-----------------|
| この税金は、1平方メートル当たりの規定価格と0.03%から0.15%の累進税率に基づいて、使用する特定の土地面積に対して課されます。 | 0.03% ～0.15% |

環境保護税

| No. | 商品 | 単位 | 税率(VND) |
|-----|----------------|---------|---------------|
| 1. | ガソリン、軽油、グリースなど | リットル/キロ | 500～4,000 |
| 2. | 石炭 | トン | 15,000～30,000 |
| 3. | HCFCs | キロ | 5,000 |
| 4. | ピニール袋(*) | キロ | 50,000 |
| 5. | 使用制限化学物質 | キロ | 500～1,000 |

(*) 包装用ポリ袋、環境配慮型ポリ袋は除く

社会・健康・失業保険料

現在の社会保険(SI)、健康保険(HI)、失業保険(UI)の適用税率は以下の通りです。

| | SI | HI | UI | Total |
|-----|-------|------|----|-------|
| 従業員 | 8% | 1.5% | 1% | 10.5% |
| 雇用主 | 17.5% | 3% | 1% | 21.5% |

略語

| 用語 | 定義 |
|------|--|
| CIT | Corporate Income Tax: 法人所得税 |
| DTA | Double Taxation Agreement: 二重課税防止協定 |
| EPT | Environment Protection Tax: 環境保護税 |
| FC | Foreign Contractor: 外国契約者 |
| FCT | Foreign Contractor Tax: 外国契約者税 |
| FTA | Free Trade Agreement: 自由貿易協定 |
| GDT | General Department of Taxation: 租税総局 |
| LOT | Law on Taxation: 税法 |
| LUT | Land Use Tax: 土地使用税 |
| NRT | Natural Resources Tax: 天然資源税 |
| PE | Permanent establishment: 恒久的施設 |
| PIT | Personal Income Tax: 個人所得税 |
| SHUI | Social, Health and Unemployment Insurance: 社会・健康・失業保険料 |
| SST | Special Sales Tax: 特別売上税 |
| VAS | Vietnam Accounting System: ベトナム会計システム |
| VAT | Value Added Tax: 付加価値税 |
| VN | Vietnam: ベトナム |



概要

ベトナムの税制は、納税者と税務管理者の双方にとって、より良い透明性と適用しやすさを達成するために、過去数年間に継続的に改革と更新が行われてきました。

ベトナムにおける事業活動や投資のほとんどには、以下の税金が課されません。

- 法人所得税
- 付加価値税
- 個人所得税(駐在員、ベトナム国民を含む)
- 外国契約者税(ベトナムから収入を得ている非居住者組織に適用)
- 輸入税

その他の特別な事業活動には以下の税金が課されます。

- 特別売上税
- 天然資源税
- 環境保護税
- 土地利用税(非農地利用税)
- 輸出税

これらの税金はすべて国レベルで課されます。一般的に地方税や州税はありません。

税金は、石油・ガスの特定の活動を除き、ベトナムドン(VND)で支払われます。

納税額は主に「課税標準」と関連する「税率」を使って計算されます。税率は一律と累進の両方があります。絶対課税は、輸入税(中古品等)に関連して、または環境保護税の一部として適用されます。

税務代理人

現在、納税者は自分で直接税務当局に税務手続きを行うことができます。税理士以外の業者に委託することもできますが、納税者がすべての申告書に署名し、税務コンプライアンスに責任を負うことには変わりはありません。

納税者が税務代理人と税務サービス契約を締結する場合、税務代理人の法定代理人は税務書類に署名捺印しなければなりません。納税申告書には、税務代理人の従業員の氏名と免許番号を記載しなければなりません。税務サービス契約において委任された業務のみを遂行しなければなりません。

初めて契約業務を行う5日前までに、納税者は税務当局に、納税者が証明した税務サービス契約書のコピーと共に、税務サービスの目的を書面で通知しなければなりません。

税務申告と納税

現在、法人所得税、付加価値税、個人所得税等の一般的な税金については、ほとんどの納税者が電子署名を用いてオンラインで申告することができます。特定の税金のみ、ハードコピーの書類を提出する必要があります。納税者は電子署名のサービスプロバイダーと契約し、税務申告にアクセスするためのトークンを取得します。

税金の決済は銀行振込または現金預金により直接国庫にVNDで国内で行うことができます。納付指示書には、納税者名、税コード、税予算インデックスを明記し、税額を予算に正しく計上できるようにする必要があります。例え



ば、税額が誤って記録され、納税者がVATについては過少納付税額であるにもかかわらず、CITについては過大納付税額となり、税務システム上で自動的に相殺されないという状況を招きかねません。

オフショアから外貨で納税することもできます。但し、支払いの指示や仲介銀行の手数料や為替レートのギャップに特に注意する必要があります。税金を直接国庫に送金することはできませんが、まず現地の商業銀行を経由し、その銀行が関連する国庫に送金します。

税務調査と罰則

納税者は、地方税務当局の裁量で税務調査を受ける可能性があります。税務調査は、最初の税務申告から最長10年後まで実施される可能性があります。税務調査の前に、税務当局は、税務調査の期間と範囲を明記した通知書を納税者に送付します。

税務調査には以下の3種類あります。

1. **デスク調査:**このレベルの管理は、申告書または税務当局が要求するその他の情報と照合することにより、申告情報の正確性を確認するために行われます。
2. **限定調査:**この調査はより広範囲に及びます。税務調査官は、納税者の事業所を訪問するなど、あらゆる手段を用いて納税者の申告の正確性を確認します。



3. **包括調査:** 実務では、これは限定調査と同じですが、より広範で徹底的なものです。包括調査と限定調査の重要な違いは、調査が終了し、その結果生じた税金の更正処分を納付した時点で、その調査が対象とした全ての税務年度が終了することです。

包括調査は通常最終的ですが、税務当局は納税者が脱税や詐欺を行ったと信じるに足る理由を持っている場合、ケースを再調査することが出来ます。

様々な税務違反に対する罰則を定めた詳細な規定があります。これらの罰則は、比較的軽微な行政罰から、課された追徴税額の様々な倍数に相当する税務罰まで多岐にわたります。税務当局が(調査等で)発見した申告漏れには、申告漏れ税額に対して20%のペナルティーが課されます。納税が遅れた場合、納税額の1日あたり0.03%の利息が課されます。

万が一、税金の不足が脱税と見なされた場合、不足税額の1倍から3倍の罰金が課されます。

税金及び延滞利息の賦課に対する一般的な時効は10年(2013年7月1日発効)、罰金の時効は最長5年です。納税者が納税登録をしていない場合、税金と延滞利息の時効はありません。

法人所得税(CIT)

税金計算方式

課税期間における法人所得税の納付額は、課税所得に税率を乗じた金額となります。納付すべきCITは、以下の計算式によって決定されます。

Payable CIT = {Taxed income - Deduction for setting up the science and technology fund (if any)} x CIT rate

Taxed income = Taxable income - {Tax-exempted income + Losses carried forward under regulations}

Taxable income = {Turnover - Deductible expenses} + other incomes

ベトナム国外でCIT税またはCIT税に類似する税金を納付した企業は、法人所得税法に基づき、一定期間に納付すべきCIT税額を超えない範囲で、納付

したCIT税額を控除することができます。

課税期間は暦年によって決定されます。暦年と異なる会計年度を適用する企業の場合、課税期間は、適用される会計年度に従って決定されます。新しく設立された企業の最初の課税期間及び企業の種類の変更、所有形態の変更、合併、分離、分割、解散、破産した企業の最後の課税期間は、会計法で規定された会計期間に従って決定されます。

事業登録証明書または投資証明書を取得した時点から数えて、新規設立企業の初年度の課税期間、または企業の種類の変更、所有形態の変更、合併、分離、分割、解散、または破産した企業の最後年度の課税期間が3ヶ月未満である場合、翌年度の課税期間または前年度の課税期間(企業の種類の変更、所有形態の変更、合併、分離、分割、解散、または破産した企業の場合)に加算することができます。この場合、翌年の課税期間(新設企業の場合)、または前年の課税期間(企業の種類の変更、所有形態変更、合併、分離、分割、解散、破産した企業の場合)と合算して法人所得税の課税期間とすることができます。初年度または最後年度の法人所得税課税期間は15ヶ月を超えてはなりません。

外貨建の売上、経費、その他の収入がある企業は、法律に別段の定めがある場合を除き、これらの金額が発生した時点でベトナム国家銀行が公表している銀行間平均為替レートで、これらの金額をベトナムドン(VND)に換算しなければなりません。ベトナムドンとの為替レートがない外貨については、ベトナムドンとの為替レートのある外貨を経由して換算されます。

税務申告

企業は四半期ごとに納税申告書を作成する必要はありません。企業は、四半期ごとに課税利益を自己計算し、国家予算へ税金を仮納付する義務があります。納税は、翌四半期の30日以内に行わなければならないと定められています。

企業は、会計年度終了後90日以内に、監査済み財務諸表と共に年次税務申告書を提出する必要があります。

四半期毎の法人所得税の仮納付額が最終的な法人所得税納付額の80%に満たない場合、20%を超える不足額には、第4四半期の法人所得税納付期限から適用される延滞利息が課されます。

納税者が異なる州に從属する会計単位(支店等)を持つ場合、単一の法人所得税申告書が必要です。但し、製造企業は、製造拠点がある各州の税務

当局に納税額を配分する必要があります。配分の基準は、企業の総支出額に対する各製造事業所の支出額の割合です。

損金不算入経費

経費は、収益の発生に関連し、適切な文書(請求金額が2,000万ドン以上の銀行振込伝票を含む)による適切な裏付けがあり、特に損金不算入と明記されていない場合、損金算入が可能です。

損金不算入となる経費の例は以下の通りです。

- 現行の規則に従わない固定資産の減価償却
- 実際に支払われていない、または労働契約、労働協約、会社方針に記載されていない従業員の報酬費用
- 従業員の福利厚生(従業員の家族に提供される一定の手当を含む)は、平均給与の1カ月分を上限とします。強制加入ではない医療保険や傷害保険は、従業員の福利厚生の一形態とみなされる
- 一人当たり月額100万ドンを超える任意年金基金への拠出
- 現行の規定に従っていない研究開発引当金
- 退職手当の規定、及び労働法典による規定額を超える退職手当の支払い
- 外国企業の本社がベトナムの恒久的施設に割り当てた金額を超える経費
- チャーターキャピタルの未出資部分に対応する貸付金の利息
- 非経済及び非信用機関からの貸付利息がベトナム国家銀行の定める利率の1.5倍を超える場合
- 株式の評価減、貸倒損失、金融投資損失、製品保証、または現行の規定に従っていない工事に対する引当金
- 買掛金以外の外貨建項目の期末評価による未実現為替差損
- 寄付(教育、医療、自然災害、貧困者のための慈善施設建設など特定の寄付を除く)
- 行政罰、罰金、遅延利息

保険会社、証券取引、宝くじ等特定の事業については、財務省が法人所得税目的の損金算入について具体的なガイダンスを提供しています。

ベトナムの企業は、税控除可能な研究開発基金を設立することが認められており、年間税引前利益の最大10%を充当することができます。様々な条件が適用されます。

欠損金

納税者は、欠損金を全額かつ最大5年まで連続して繰り越すことができます。

政府が奨励する活動から生じた損失は、そうではない活動から生じた利益と相殺することができ、またその逆も可能です。不動産の譲渡や投資プロジェクトの譲渡から生じた損失は、他の事業活動から生じた利益と相殺することができます。連結申告やグループ損失軽減の規定はありません。

利益・配当金の本国送金

外国人投資家は、毎会計年度末またはベトナムへの投資終了時に利益を送金することが認められています。投資先企業の財務諸表に累積損失がある場合、外国人投資家は利益を送金することはできません。

外国人投資家または投資先企業は、送金予定日の少なくとも7営業日前までに税務当局に利益送金計画を通知する必要があります。

株主への配当・利益分配には源泉徴収税は課されません。株主が個人である場合、投資からの所得に対して個人所得税が課されます（現在は一律5%）。

資本移転による収入

資本移転による所得はいかなる税制優遇措置の対象にはなりません。ベトナム企業の売却益には通常20%の法人所得税が課されます。

これは一般的にキャピタルゲイン税と呼ばれているものであり、独立した税金ではありません。課税対象となる譲渡益は、売却代金から譲渡費用（または、最初の譲渡の場合は拠出されたチャーターキャピタルの当初価値）を差し引いた金額から譲渡費用を差し引いた金額となります。

業者が非居住者である場合、ベトナムの購入者は業者への支払いから税金を源泉徴収し、税務当局に説明する必要があります。購入者も非居住者である場合、株式が譲渡されたベトナムの企業が資本税のコンプライアンスに責任を負います。キャピタルゲイン税の申告と納付は、管轄機関による売却の正式な承認があった日から10日以内、または承認が不要な場合は、両当



事者が契約で売却について合意した日から10日以内に行わなければなりません。

税務当局は、移転価格が市場価格と一致しない場合、または移転価格が契約書に規定されていない場合、キャピタルゲイン税法上の移転価格を調整する権利を有します。

非居住者による有価証券(債券、公開株式会社の株式等)の譲渡は、みなしベースで売却代金の0.1%が法人所得税の課税対象となります。但し、居住者による有価証券の譲渡益は20%課税されます。

不動産譲渡収入

不動産譲渡による収入には、土地使用权または土地賃借権の譲渡による収入(法律に基づく土地使用权または土地賃借権の譲渡に伴う事業の譲渡も含む)が含まれます。土地に付随するインフラ施設や建築工事の有無にかかわらず、土地法に基づく不動産企業が土地を転貸することによる収入。土地の使用权または土地使用权の譲渡の有無にかかわらず、土地に付属する住宅または建設工事(その付属物を含む)の譲渡による収入。住宅の所有権または使用权の譲渡による収入。

不動産譲渡による課税所得とは、不動産譲渡による収入から、不動産の価格及び不動産譲渡に関連する控除対象費用を差し引いたものです。

課税売上を決定する時点は、売主が不動産を買主に引き渡した時点であり、買主が不動産所有権や土地権利を登記したか、管轄の国家機関で土地権利を確立しているかは関係ありません。

顧客から金銭を徴収する企業が、計上された売上高に対応する経費(計上された売上高に対応する未完成の作業項目の見積原価のうち、事前に控除された経費も含む)を決定できる場合、売上高からこれらの経費を差し引いた金額に基づく法人所得税を申告し、仮納税しなければなりません。

顧客から金銭を徴収する企業が、売上高に対応する経費を決定できない場合、その年度のCIT計算に使用される売上高に含める必要のない徴収金額の1%に相当する金額を申告し、暫定的にCITを納付しなければなりません。不動産を譲渡する場合、企業はCITを確定し、納付すべきCIT額を再確定しなければなりません。仮納付されたCIT額が納付されるべきCIT額を下回る場合、企業はその不足額を全額国家予算に納付しなければなりません。仮納付されたCIT額が納付すべきCIT額を上回った場合、企業は納付し過ぎたCIT額を翌期の納付すべきCIT額から清算するか、または還付を受けることができます。

通常、不動産からの収入は税制優遇措置の対象とはなりません。

税制の優遇措置

法人所得税の優遇措置は、会計、インボイス、書類に関する規定を遵守し、純益ベースで法人所得税を登録及び納付する企業にのみ適用されます。

税制の優遇措置は、規制された奨励分野、奨励場所、プロジェクト規模に基づき、新規投資プロジェクトに付与されます。一定の条件を満たす事業拡大プロジェクト(2009年から2013年の間に認可または実施された拡大プロジェクトで、以前はCIT優遇措置を受けられなかったものも含む)にもCIT優遇措置が適用されます。

新規投資プロジェクト及び事業拡大プロジェクトには、特定の企業買収または組織再編の結果として設立されたプロジェクトは含まれません。

15年間10%優遇税率は以下に適用されます。

- a) 政令第218/2013/ND-CPの付録で規定された社会経済的条件が特に厳しい地理的地域、経済特区、ハイテク特区(首相の決定に基づいて設立された情報技術パークを含む)における新規投資プロジェクトの実施による企業の収入。

- b) 科学研究及び技術開発分野における新規投資プロジェクトの実施による企業の収入。ハイ・テクノロジー法に従い、開発投資の優先順位を決定したハイテクノロジー・リストに掲載されたハイテクの応用。ハイテク及びハイテク企業の育成、ハイ・テクノロジー法に従って優先的に開発されるハイテクリストのハイテク開発へのベンチャー投資。ハイテク及びハイテク企業の保育施設の建設投資と商業運営、給水所、発電所、給排水システムの開発投資。橋梁、道路、鉄道、空港、海港、河港。首相が決定した飛行場、駅、その他の特に重要なインフラ施設。ソフトウェア製品の製造。複合材料、軽量建築材料、希少及び貴重な材料の製造。再生可能エネルギー、クリーンエネルギー、廃棄物処理からのエネルギーの生成。バイオテクノロジーの開発。
- c) 環境汚染処理装置、環境観測・分析装置の製造を含む、環境保護分野における新規投資プロジェクトの実施による企業の収入。環境汚染処理及び保護。廃水、排気ガス、固形廃棄物の収集と処理。廃棄物のリサイクルと再利用。
- d) ハイテク企業及びハイ・テクノロジー法に規定されたハイテクを応用する農業企業。
- dd) 生産分野における新規投資プロジェクト(物品税の課税対象となる商品の生産プロジェクト及び鉱物採掘プロジェクトを除く)の実施による企業の収入で、以下のいずれかの条件を満たすもの：
- ・ プロジェクトは、少なくとも6兆ドンの初期登録投資資本を有し、投資ライセンス付与後3年以内に資本を全額支出し、売上高が最初に発生した年の4年目以降、少なくとも10兆ドン/年の総売上高を有します。
 - ・ プロジェクトは、少なくとも6兆ドンの初期登録投資資本を有し、投資ライセンス付与後3年以内に資本を全額支出し、売上が初めて発生した年の翌年から4年目までに、年間平均3,000人以上の労働者を定期的に雇用します。

10% 優遇税率は、事業期間を通じて以下に適用されます。

- a) 社会化された教育訓練、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境保護活動(以下、社会化分野)に従事する企業の収入。社会化分野に従事する企業の種類、規模、基準のリストは、首相が公布するものです。
- b) 森林の植林、手入れ、保護による企業の収入。社会経済的に困難な地理的条件下での農業栽培、林木の植林、水産養殖。植物品種及び動物品種の生産、繁殖、交配。塩の生産、搾取、精製、収穫後の農産物、水産物、食品の保存への投資。
- c) 住宅法第53条で規定された対象者への販売、賃貸、分割払い購入のためのソーシャルハウスの投資・売買プロジェクトの実施による企業の収入。

10年間20%の優遇税率は以下の場合に適用されます。

- a) 政令218/2013/ND-CPの付録で規定された社会経済的条件の厳しい地理的領域における新規投資プロジェクトの実施による企業の収入。
- b) 高級鉄鋼、省エネルギー製品、農業・林業・漁業・製塩用機械設備、灌漑・排水設備、畜産・水産飼料などの生産に関する新規投資プロジェクトの実施による企業からの収入。伝統的工芸品・商業の発展（伝統的工芸品生産の建設・発展、農産物・食品加工、文化製品の生産を含む）。

上記の優遇税率の適用期間は、企業が優遇税制の対象となる新規投資プロジェクトから売上を上げた最初の年から連続して計算されます。

納税者は、免税措置や減税措置を受けることができます。免税措置は、企業が奨励活動から初めて利益を得た直後から一定期間、CITが免除され、その後、適用税率の50%で課税される期間が続きます。但し、企業が奨励活動から収益を上げ始めてから3年以内に課税対象となる利益を得ていない場合、免税・減税は操業4年目から開始されます。これらの免税・減税の適用基準は、CIT規則に定められています。

グローバルミニマム税

グローバルミニマム税(GMT)決議は2023年11月29日にベトナム国会で承認され、2024年1月1日に発効します。

グローバルミニマム税は、経済協力開発機構(OECD)が2013年6月に開始した「税源浸食及び利益移転(BEPS)対策行動計画」の2つ



の柱のうちの1つです。

グローバルミニマム税とは、OECDが定めるレベルを満たした多国籍企業が納付する法人所得税に関する概念です。ベトナムでは、11月29日、グローバル税源浸食(GloBE)を防止するための規制に基づく法人所得税の追加導入に関する決議を採択した。この計画では、グローバル連結総収入が7億5,000万ユーロ(約8億米ドル)の多国籍企業に対して、少なくとも15%税率による法人所得税が適用されます。

GMT決議では、「追加CIT」を追加税率 \times 超過利益と定義しています。追加税率は、グローバルミニマム税率と企業がベトナムで負担する実効税率とのギャップとなります。グローバルミニマム税率は15%に設定されており、ベトナムにおける多国籍企業の実効税率は、GloBEに基づき、その会計年度にベトナム法人メンバーに帰属する適用税の純利益に対する合計となります。

GMT決議ではさらに、「所得合算ルール(IIR)」と「適格国内ミニマムトップアップ税(QDMTT)」という2つの新しい概念に言及しています。

所得合算ルール(IIR)

これは以下の場合に適用されます。

- a) 最終親会社
- b) 部分的に所有する親会社、または
- c) 中間親会社

これらの企業はベトナムを拠点とし、グローバルミニマム税制に基づく低税率の外国構成事業体の直接的または間接的な所有権を会計年度中のいずれかの時点で有するものです。

追加法人所得税は、以下のすべての条件を満たす加盟企業については、免除(ゼロ課税)されます。

- GloBEによると、当該管轄区域における平均売上高は1,000万ユーロ未満です。
- GloBEによると、その管轄区域における平均収益は100万ユーロ未満、または損失状態にあります。

適格国内ミニマムトップアップ税(QDMTT)

一方、これは会計年度を通じてベトナムで生産または事業活動を行う多国籍企業の構成単位または構成単位のグループに適用されます。追加法人所

得税は、以下のすべての条件を満たす加盟企業(またはメンバーのグループ)については、免除(ゼロ課税)されます。

- GloBEによると、平均売上高は1,000万ユーロ未満です。
- GloBEによると、平均収益は100万ユーロ未満、または損失状態にありません。

GMT決議は、QDMTTまたはIIRに基づく資格認定に関する報告書を特定の期限内に提出しなければならないと定めています。

- a) QDMTT規制の対象となる納税者は会計年度終了後9ヶ月。
- b) IIR規制の対象となる納税者は会計年度終了後15ヶ月。

移転価格(TP)

ベトナムの移転価格税制は現在、2020年11月5日付政令132/2020/ND-CPによって準拠しています。

政令132号は、既存の規定の解釈を拡大し、経済協力開発機構(OECD)の移転価格ガイドラインとBEPS行動計画から、追加の概念と原則を導入しています。

関連当事者の定義

政令132に基づく「関連当事者」となるために必要な所有権の基準は、失効した通達66に基づく以前の20%よりも高く25%となっています。

ベトナムの移転価格税制は国内の関連者間取引にも適用されます。

TP算定方法

独立企業間価格を決定するための許容される方法は、OECDが「多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドライン」で紹介している方法、つまり、比較可能な非管理価格、再販売価格、コスト・プラス、利益分割、比較可能利益法に類似しています。

TP文書

コンプライアンス要件には、関連当事者間取引と使用した移転価格算定方法の年次申告、及び納税者による独立企業間取引価格の確認(または自主的な修正)が含まれ、これらはCITの年次申告書と一緒に提出することが義務付けられています。

政令132号は、適用されるTP算定方法は、国家予算への税収の損失がない

ことを保証しなければならないと定めており、これは下方修正が認められないことを意味する可能性があります。政令132号はまた、関連当事者や第三者取引による損益の区分等、より詳細な情報の開示を求める新しいTP申告書を導入しています。

政令132号は、納税者が政令の要件を遵守していないとみなされる場合、TP評価の目的で内部データベースを使用する権限を税務当局に与えています。

国内の関連当事者とのみ関連当事者間取引を行っている納税者は、両当事者の税率が同じであり、両当事者とも税制上の優遇措置を享受していない場合、新しいTP申告書でそのような取引に関する情報を開示する義務が免除される可能性があります。

関連当事者間取引がある企業は、移転価格文書も同時に作成し、維持しなければなりません。



政令132号は、多国籍企業の事業運営に関する税務関連情報、具体的にはマスターファイル、ローカルファイル、国別レポートを収集するために、3層構造のTP文書化アプローチを導入しています。

3層構造のTP文書は年次税務申告書の提出日までに作成しなければならないため、納税者はその年のTP文書を作成するのに90日(決算日から)しかありません。

納税者は、以下の条件のいずれかを満たす場合、TPに関する文書作成(但し、政令の他のすべての側面は除く)を免除されます。

- 課税期間中の売上高が500億ドン未満、かつ関連当事者との取引総額が300億ドン未満です。
- 移転価格事前確認(APA)を終了し、年次APA報告書を提出します。
- 売上高が2,000億ドン未満で、単純な機能を実行し、次の事業の売上高に対する税引前利益の比率が少なくとも次の比率を達成している：流通業(5%)、製造業(10%)、加工業(15%)。

付加価値税(VAT)

適用範囲

VATは、ベトナム国内での生産、取引、消費に使用される商品及びサービス(非居住者から購入した商品及びサービスを含む)に適用されます。国内の事業者は、供給された商品またはサービスの価格に対してVATを課さなければなりません。

さらに、VATは輸入品の課税価格に適用されます。輸入者は、輸入関税の支払いと同時にVATを税関当局に納付しなければなりません。輸入サービスの場合、VATはFCTメカニズムを通じて課税されます(外国契約者税については下記参照)。

納付すべきVATは、顧客に請求する受け取りVATから、商品及びサービスの購入にかかった支払いVATを差し引いた額として計算されます。支払いVATが控除されるためには、納税者はサプライヤーから適切なVATインボイスを取得しなければなりません。輸入時に納付されたVATの場合、裏付けとなる書類は納税伝票であり、FCTメカニズムを通じて徴収されたVATの場合、裏付けとなる書類はFCT支払い伝票です。

VAT申告・納税が不要な商品及びサービス

以下の供給については、受け取りVATは課されませんが、関連する購入の支払いVATは控除されます。これらの供給には以下が含まれます。

- 報酬、ボーナス及び補助金。但し、特定サービスとの引き換えに提供されるものを除きます。
- 排出権及び様々な金融収益の移転。
- ベトナム国内にPEを持たない外国組織がベトナム国外で提供する一定のサービス(輸送手段、機械、設備の修理、広告、マーケティング、投資・貿易の促進、海外における商品・サービスの販売仲介活動、研修、特定の国際電気通信サービスなどが含まれる)。
- VAT登録をしていない非事業組織または個人による資産の売却。
- 投資プロジェクトの譲渡。
- 他の製品に加工されていない農産物、または仮加工を経ただけの農産物の販売。
- 現物出資。
- 親会社とその子会社間、または同じ親会社の子会社間の特定の資産譲渡。
- 保険会社による第三者からの賠償金・補償金の徴収。
- 商品・サービスの提供に関与していない当事者からの代行回収。
- 次のところから得られた手数料: (i) 郵便、電気通信、宝くじ、航空券、バス券、船券、列車券などのサービスを事業主が決定した価格で販売する代理店。(ii) VATが0%である国際輸送、航空会社、海運サービスの代理店。(iii) 保険代理店。
- 免税商品・サービスの販売手数料、機械、設備、商品の貸し出しまたは返却。
- 海外顧客からの返品による、輸出された商品のベトナムへの逆輸入品。

VAT免税商品及びサービス

以下の商品・サービスはVAT免税の対象となります。

- 特定の農産物
- 年間収入が1億ドン以下の個人が提供する商品・サービス
- ベトナム国内で生産できない掘削装置、航空機、船舶の輸入またはリース

- 土地所有権の譲渡(制限あり)
- 金融デリバティブ及びクレジットサービス(クレジットカード発行、ファイナンスリース、ファクタリングを含む)。保証付融資の決済及び信用情報の提供のために、貸し手の許可の下、借り手のVAT対象抵当権付資産の売却。
- ファンドマネジメントを含む様々な証券業務
- 資本の割り当て
- 外貨取引
- 債務ファクタリング
- 特定の保険サービス(生命保険、健康保険、農業保険、再保険を含む)
- 新聞、雑誌、特定種類の書籍の印刷及び出版
- 公共バスによる旅客輸送
- 技術、ソフトウェア、ソフトウェア・サービスの移転(輸出ソフトウェアを除き、0%税率が適用される)
- 宝飾品に加工されていない状態で輸入された金
- 未加工または加工が天然資源とエネルギーのコストの少なくとも51%までの天然資源の輸出
- 科学研究・技術開発活動に直接使用するため、ベトナム国内で生産できない機械、設備、材料の輸入
- 油田・ガス田の試掘、探査、開発のための設備、機械類、予備部品、特殊輸送手段、ベトナム国内で生産できない必要資材
- 以下の場合に輸入される物品：政府開発援助、政府機関への外国からの寄付、個人への寄付(制限あり)を含む、国際的な返金不可の援助
- 肥料、家畜・家禽・魚介類・その他動物用飼料、農業用機械及び器具

VAT税率

VAT税率は以下の3種類あります。

- **0%:** 海外・非関税地域に販売され、ベトナム国外・非関税地域で消費される商品・サービス、輸出または国内輸出のために加工された商品(条件付き)、免税店に販売される商品、特定の輸出サービス、輸出加工企業のために実施される建設及び設置、航空、海上及び国際輸送サービスを含む輸出商品・サービスに適用されます。

- **5%:** 一般的に、必要不可欠な商品やサービスの提供に関わる経済分野に適用されます。例えば、清潔な水、教材、書籍、未加工の食料品、医薬品及び医療機器、畜産用飼料、各種農産物及びサービス、技術・科学サービス、ゴムラテックス、砂糖及びその副産物、特定の文化・芸術・スポーツサービス・製品、社会住宅等です。
- **10%:** VAT非課税、免税、または0%もしくは5%の対象として指定されていない活動に適用されます。

現在、10%の税率が適用されるほとんどの商品及びサービスのVAT税率は、2024年6月30日まで2%税率引き下げを受けることができます。

輸出商品及びサービス

非関税地域の企業を含む外国企業に直接提供されたサービス及び販売された商品は、ベトナム国外または非関税地域で消費される場合、VATは0%となります。



輸出商品・サービス(国際輸送サービスを除く)にVAT 0%を適用するためには、契約書、現金以外の支払い証明書、税関申告書(輸出商品の場合)等、様々な添付書類が必要です。

VAT規則に規定されているサービスの中には、VAT 0%の適用を受けられないものが多数あります。特に、広告、ホテルサービス、研修、娯楽、ベトナム国内で外国人顧客に提供される観光等です。また、非関税地域に提供される様々なサービス(住宅の賃貸、従業員の職場への往復のための輸送サービス、特定のケータリングサービスを含む)、及びベトナムにおける商品の取引または流通に関連するサービスも含まれます。

VAT計算方法

VATの計算方法は2種類あります。

控除方法

この方法は、以下のような関連規則に従って、帳簿、請求書、書類を完備している事業所に適用されます。

- VATの対象となる年間売上が10億ドン以上の事業所。
- 控除方法によるVAT申告を自主的に登録するケース。

支払うべきVAT:

支払うべきVAT = 受け取りVAT - 支払いVAT

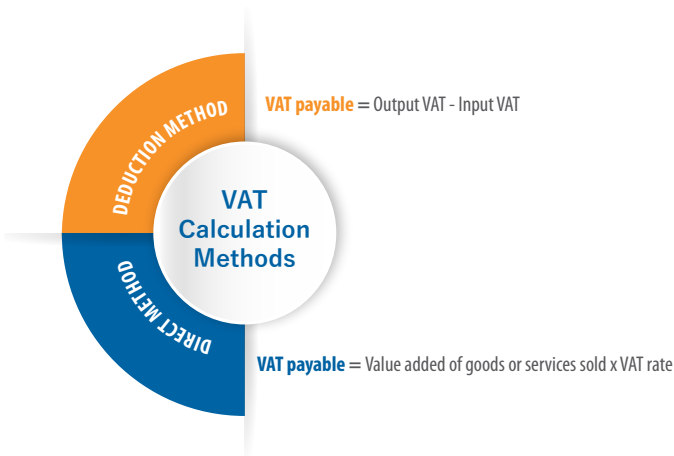
受け取りVAT

請求される受け取りVATは、課税価格(税抜)に適用されるVAT税率を乗じて計算されます。輸入品に関しては、VATは輸入課税価格+輸入関税+特別売上税(該当する場合)+環境保護費(該当する場合)に対して計算されます。分割払いで販売された商品(不動産を除く)については、VATは、実際に受領した分割払いの金額ではなく、利息を含まない合計金額に対して計算されます。

支払いVAT

国内仕入れの場合、支払いVATはVATインボイスに基づきます。輸入の場合、VATインボイスがないため、支払いVATクレジットは納税伝票に基づいて行われます。VATインボイスは、会社が税務当局から税務調査の通知を受ける前であれば、いつでも申告し、請求することができます。2,000万ドン以

上の支払いに対する支払いVATクレジットは、銀行による支払いの証拠がある場合のみ請求できます。海外の供給業者への支払いから源泉徴収された支払いVAT(外国契約者税制度による)も、納税者がVAT課税可能な供給を行っている場合、請求することができます。



企業が免税品や免税サービスを販売する場合、その仕入に対して支払った支払いVATを回収することはできません。これは、VATが0%またはVATが不要で、支払いVATの回収が可能な供給とは異なります。企業がVAT課税売上とVAT免税売上の両方を使用する場合、VAT課税売上に使用された支払いの部分についてのみ、支払いVATクレジットを申請することができます。

直接方法

この方法は以下の場合に適用されます。

- VATの対象となる年間売上高が10億ドン未満の事業所
- 個人及びビジネス世帯
- 適切な会計帳簿を保持しない事業所、及び投資法に規定されていない形態で事業活動を行う外国の組織または個人
- 金、銀、貴石の取引に従事する事業所

VAT支払額:

VAT支払額 = 販売した商品またはサービスの付加価値額 × VAT税率

ある期間における金、銀、貴石の取引による付加価値がマイナスである場合、同じ暦年におけるこれらの活動によるプラスの付加価値と相殺することができます。マイナスの残額は、同じ暦年の翌年に繰り越すことはできますが、翌年に繰り越すことはできません。

一度選択したVAT申告方法は、2年連続で維持しなければなりません。

VAT申告コンプライアンス

ベトナムでVAT対象の商品及びサービスを生産または取引するすべての組織及び個人は、VATの登録する必要があります。

特定な例として、企業の支店は別途登録し、独自の活動に関するVATを申告しなければならない場合があります。

納税者は、月次では翌月20日までに、四半期ベースでは翌四半期の30日までにVAT申告書を提出しなければなりません(前年度の年間売上が500億ドン以下の企業)。

VAT還付

2016年7月1日以降、VAT還付は以下の場合のみ認められます。

- 3億ドンを超える支払いVATクレジットを持つ輸出業者。還付は納税者のVAT申告期間に合わせて、月次または四半期ごとに行われます。納税者に還付できる輸出売上に関連する支払いVATの金額(VAT還付の基準を満たす)は、輸出売上の10%を超えてはなりません。VAT還付は、商品を輸入し、それ以上は加工せずにそのまま輸出する企業には適用されません。
- VAT控除方法を採用している企業の新規プロジェクトで、操業前の投資段階にあり、VATクレジット額が3億ドンを超えています。例外として、規定された投資条件を満たさない条件付き投資プロジェクトや、または規定通りに資本金が拠出されていない会社の投資プロジェクトが含まれます。
- 清算、破産、会社所有者の変更、会社形態の変更、合併、統合、分割。
- 特定のODAプロジェクト、外交官免除、海外で消費するためにベトナムで商品を購入する外国人。

その他、ある期間の支払いVATが受け取りVATを上回った場合、納税者は超過分を将来の受け取りVATと相殺するために繰り越さなければなりません。

適切なインボイス

ベトナムの企業は現在、e-invoiceの使用が義務付けられています。適切なインボイステンプレートは、規定された項目を含め、現地税務当局に登録または通知されている必要があります。輸出商品の場合は、国内のインボイステンプレートの代わりに、国際実務に基づくコマーシャルインボイスが使用されます。

個人所得税(PIT)

一般に、PITは、ベトナム国内外から課税所得が発生する居住者、及びベトナム国内から課税所得が発生する非居住者を含む個人納税者に適用されます。



「**居住者**」とは、次のいずれかの条件を満たす者を言います。(a)183日以上ベトナムに滞在していること(西暦1年またはベトナム入国日から連続12ヶ月以内に計算)。(b)登録された本籍地及び／または契約した賃貸住宅を含め、ベトナム国内に183日を超える定期的な滞在先があることです。

課税所得

給与及び賃金(従業員が雇用主から現金または現物で受け取るもの)は、告示111号により課税対象となります。このような所得には追加給付や賞与も含まれます。

給与または賃金の課税所得は、告示111号に従い、納税者が課税期間中に受け取った給与総額、賃金総額、報酬総額、及び給与、賃金の性質を持つ他の所得と同等と見なされます。

課税所得の決定時期は、雇用主が納税者に給与を支払った日、または納税者がそのような所得を受け取った日です。個人所得税(PIT)の納税額を決定する際には、一定の個人控除が考慮されます。

給与及び賃金に加え、利子、配当、印税、賞金、及び持ち株、有価証券、不動産の売却に関わる所得にもPITが課されます。

個人所得税控除の決定

個人所得税法は、居住納税者が家族(扶養家族)のために課税所得から手当額を控除することを認めています。

家族に対する控除率は次の通りです。(a) PIT納税者1人につき月額900万ドン(年間1億800万ドン)。(b)PIT納税者に経済的扶養を依存している扶養義務者については、当該経済的扶養義務が発生した月から月360万ドンとします。

家族への配慮に加え、慈善活動、人道支援、教育奨励のための基金への寄付についても控除が認められています。このような寄付には、慈善活動、人道支援、教育奨励目的の寄付を証明する書類として、社会福祉施設や基金からの有効な領収書が必要です。

個人所得税率

居住納税者に関しては、事業所得または給与及び所得に対する累進税率が適用されます。

| 課税 レベ ル | 1年間の課税所得の 割合 (百万ドン) | 1カ月の課税所得の割合 (百万ドン) | 税率 (%) |
|---------------|---------------------------|-----------------------|-----------|
| 1 | 60以下 | 5以下 | 5 |
| 2 | 60以上120以下 | 5以上10以下 | 10 |
| 3 | 120以上216以下 | 10以上18以下 | 15 |
| 4 | 216以上384以下 | 18以上32以下 | 20 |
| 5 | 384以上624以下 | 32以上52以下 | 25 |
| 6 | 624以上960以下 | 52以上80以下 | 30 |
| 7 | 960以上 | 80以上 | 35 |



非居住納税者には以下の税率が適用されます。

| 所得の種類 | 税率 |
|--------------------------------|-----------|
| 事業からの利益 | |
| ・ 商品の売買 | 収入の1% |
| ・ サービスの提供 | 収入の5% |
| ・ 生産、建設、輸送、その他の事業活動 | 収入の2% |
| 雇用収入 | 20% |
| 利子及び配当 | 5% |
| 保有株式及び有価証券の売却 | 売却代金の0.1% |
| 不動産売却 | 売却代金の2% |
| ロイヤルティ及びフランチャイズ収入が1,000万ドンを超える | 5% |
| 1,000万ドンを超える賞金、相続、贈与 | 10% |

納税者に関するPITは、ベトナムが締結している二重課税防止協定(DTA)の規定に照らして検討する必要があることに注意してください。

課税及び非課税給付金

個人所得税規則では、海外駐在員の所得には、個人所得税が免除されるか、または限定的に計算されます(住宅手当、帰省航空券、子供の授業料、一時的な転動手当等)。

- 住宅手当:** 一般的に、雇用主が従業員に住宅手当を支給し、雇用主が家主に直接支払い、家主から請求書を受け取った場合、その住宅手当は(従業員にとって)PITの対象となります: 総収入の 15% (住宅手当自体は含まない) または実際の住宅手当のいずれか低い方(住宅手当が現金で従業員に支払われる場合は、全額がPITの対象となる可能性があることに注意)。このルールが適用されるのは賃貸料のみであることに注意してください。電話、電気、宿泊保険などの光熱費はPITの対象となります。
- 航空券手当:** 告示111号では、駐在員の帰国休暇のための年1回の往復航空券は非課税と規定しています。経路はベトナムと本人が国籍を有する国またはその家族が住んでいる国との間であることに注意してください。必要な裏付け書類は、労働契約書、料金と経路が記載された航空券のコピーなどがあります。
- その他の手当:** 告示111号に基づき、特定の従業員に支給される特定の

手当(ゴルフ会員権、ジム会員権、自動車手当など)はその個人に課税されます。但し、その手当が会社の全従業員に支給される場合は、PITが免除されます。

- **授業料:** 告示111号に基づき、ベトナム駐在員の子供(幼稚園から高校まで)の教育のために支払った授業料は、PITから免除されます。また、労働契約書や学費の支払い領収書などの裏付け書類も必要となります。

税務コンプライアンス

税コード

課税所得のある個人は、税コードを取得する必要があります。課税対象となる給与所得がある人は、雇用主に納税登録書を提出し、雇用主が地方税務署にその登録書を提出します。その他の課税所得がある人は、居住地の税務署に納税登録書を提出しなければなりません。

税務申告と納税

給与所得については、月次または四半期ベースで、それぞれ翌月20日または四半期報告月の翌月30日までに申告・納税しなければなりません。納税額は年末に納税額と照合されます。年次税務申告書を提出し、追加税金があれば年末から90日以内に納付しなければなりません。駐在員もベトナムでの勤務を終了する際にPITの確定申告を行う必要があります。税金の還付は、税コードを持っている人のみ受けることができます。

非雇用所得については、課税対象となる非雇用所得の種類ごとに、PITを申告・納付する必要があります。PIT規定では、所得の申告と納税は領収書ベースで行わなければなりません。



外国契約者税(FCT)

ベトナムの税法に基づき、外国企業組織(ベトナムの恒久的施設の有無にかかわらず)及び外国個人事業者(ベトナムの居住者であるか非居住者であるかにかかわらず)は、告示103号で定義されているように、ベトナムでの事業活動またはベトナムに由来する所得がある場合、外国契約者税を納付しなければなりません。

ベトナムから発生した所得とは、外国の請負業者または外国の下請業者が事業活動を行う事業所の所在地に関係なく、ベトナムの当事者から支払われる所得と定義されます。一般的に、ベトナムに法的拠点を持たない外国企業や個人は、(i)サービスがベトナムで行われる場合、または(ii)ベトナムから所得が発生する場合、FCTの対象となります。

以下の表は、外国契約者の事業内容に基づくFCT税率を示しています。FCTには、法人所得税部分と付加価値税部分が含まれることに注意してください。

FCT制度におけるVAT源泉徴収税率

| No. | 事業内容 | VAT源泉徴収税率 |
|-----|---|-----------|
| 1. | サービス業、機械・設備のリース業、保険業、建設業、組立及び設置業で、入札に建設工事における材料、機械及び設備の供給が含まれていない場合 | 5% |
| 2. | 生産、輸送、供給品に関連するサービス、建設及び組立及び設置で、入札に建設工事における材料、機械及び設備の供給が含まれる場合 | 3% |
| 3. | その他の事業 | 2% |

FCT制度における法人所得税(CIT)の源泉徴収税率

| No. | 事業内容 | 課税売上高に対するCIT税率(%) |
|-----|---|-------------------|
| 1. | 貿易: ベトナム国内における商品、原材料、供給品、機械及び設備及びサービスとの流通及び供給(インコタームズのDDP、DAT、DAPに基づく商品の提供、輸出入に基づく商品の提供を含む) | 1 |

| No. | 事業内容 | 課税売上高に対するCIT税率 (%) |
|-----|-----------------------------------|--------------------|
| 2. | サービス、機械及び設備のリース、掘削プラットフォームのリース、保険 | 5 |
| 3. | ホテル、レストラン、カジノの管理サービス | 10 |
| 4 | 航空機、航空機エンジン、航空機予備部品及び船舶のリース | 2 |
| 5 | 建設、設置 | 2 |
| 6. | その他の生産または事業活動、輸送(海上輸送、航空輸送を含む) | 2 |
| 7. | 有価証券の譲渡、海外への再保険、再保険の譲渡手数料 | 0.1 |
| 8. | デリバティブ金融サービス | 2 |
| 9. | ローン利息 | 5 |
| 10. | ロイヤリティによる収入 | 10 |

FCT対象外

原則として、次に関しては FCTは適用されません。(i) 製品または成果物がベトナム国外で消費される場合のベトナム国外で行われる次のようなサービス：輸送手段、機械、または設備の修理。広告(インターネット広告を除く)。販売促進。海外での投資及び貿易促進。海外での販売仲介手数料、及び海外でのトレーニング(オンライントレーニングを除く)(告示103号、第2条による)。(ii) 外国またはベトナムの国境ゲートにおける物品(設備及び原材料を含む)の供給(その地点からの物品の受領及び輸送に関するすべての責任、費用及びリスクをベトナム側が負担する場合)及びベトナムで実行または使用されていないサービス。

さらに、FCTの租税公課(CIT部分)は、ベトナムが加盟しているDTAの下では免除される可能性があることに注意してください。

FCTの支払い方式

外国契約者は、以下の3つの方式のいずれかでFCTを申告・納付します。

- **源泉徴収方式** - ベトナムの契約当事者は、外国契約者に支払う際にFCTを源泉徴収します。

- ・ **VAS(ベトナム会計システム)方式** - 外国契約者がベトナムの会計システムに登録し、税務署に直接納税します。
- ・ **ハイブリッド方式** - 外国契約者はVATの登録のみを行います。VAS方式と源泉徴収方式の両方の要素を持つハイブリッド方式です。

最も一般的なものは源泉徴収方式です。この方式では、外国契約者は、VAS登録や税務署へのFCTの直接に納税する必要がありません。ベトナムの契約当事者は、外国契約者への支払いからVATとCITの両方を源泉徴収し、外国契約者に代わって税務署に納付する責任を負います。VATの計算に使用される付加価値とCITの税率は、サービスの性質に基づく固定税率です。

VAS方式の適用は、ほとんどの点で、課税企業として納税するのと似ています。納税者は、本社経費の控除に関する比較的厳格な規定と、すべての形式的要件を満たさない請求書の損金不算入を遵守することが求められます。

ハイブリッド方式では、税務当局は外国契約者にVAT番号を付与します。その場合、外国契約者は(下請け業者など現地のサプライヤーから請求された)支払いVATを相殺することができますが、源泉徴収によってCITを支払う必要があります。

特別売上税(SST)

特別売上税は、特定の商品の生産または輸入、及び特定のサービスの提供に適用される物品税の一種です。

課税価格

メーカーが販売する国内生産品/輸入業者が販売する輸入品の課税価格は、特別売上税と環境保護費を除いた販売価格です。販売価格が通常の市場価格と一致しないとみなされる場合、税務当局はみなし課税を求める可能性があります。

輸入品の輸入時の課税価格は、課税価格に輸入関税を加算した金額です。

製造または輸入された商品が、製造業者または輸入業者と次のような関係にある取引企業によって販売される場合:i) 親子会社、ii) 同じ親、iii) 関連当事者(一方が他方の株式を直接または間接的に20%以上所有)のSST課税価格は、独立または非関連取引企業または顧客に販売する従属/関連取引企業が請求する平均販売価格の93%を下回ってはなりません。これは、単一レベル及び複数レベルの従属/関連取引企業の両方に適用されます。

税額控除

SST対象原材料からSST対象商品を生産する納税者は、輸入原材料または国内製造業者から購入した原材料に対して支払ったSST額の控除を請求する権利があります。

納税者が輸入と販売の両方の段階でSSTを支払う場合、輸入時に支払ったSSTは、販売段階で支払ったSSTと相殺することができます。

税率

SSTに関する法律は、SSTの対象となるものを2つのグループに分類しています。

1. **商品**-タバコ、酒類、ビール、24席以下の自動車、オートバイ、飛行機、ボート、ガソリン、90,000BTUまでのエアコン、トランプ、奉書紙
2. **サービス**-ディスコ、マッサージ、カラオケ、カジノ、ギャンブル、宝くじ、ゴルフクラブ、賭博を伴うエンターテイメント



SSTの税率は以下の通りです。

| 製品/サービス | 税率 |
|----------------------------------|--------|
| 葉巻/タバコ | 75 |
| スピリッツ/ワイン | |
| a) アルコール度数20度以上のスピリッツ/ワイン | 65 |
| b) アルコール度数20度未満のスピリッツ/ワイン | 35 |
| ビール | 65 |
| 24席以下の自動車 | |
| - 2018年1月1日より | 10~150 |
| シリンダー容量125cm ³ 以上のバイク | 20 |
| 飛行機 | 30 |
| ボート | 30 |
| ガソリン | 7~10 |
| エアコン(90,000 BTU以下) | 10 |
| トランプ | 40 |
| 奉書紙 | 70 |
| ディスク | 40 |
| マッサージ、カラオケ | 30 |
| カジノ、ジャックポットゲーム | 35 |
| 賭けを伴うエンターテイメント | 30 |
| ゴルフ | 20 |
| 宝くじ | 15 |

天然資源税(NRT)

天然資源税は、石油、鉱物、天然ガス、林産物、天然魚介類、天然鳥の巣、天然水など、ベトナムの天然資源を開発する産業が納付する税金です。農業、林業、漁業、製塩業、冷却目的の海水などに使用される天然水は、一定の条件を満たせば天然資源税が免除されます。

税率は採掘される天然資源によって異なり、1%から40%までの幅があり、生産量に対して1単位当たりの課税価格が定められています。課税価格の計算方式は、資源の商業価値が決定できない場合を含め、様々な方式が利用可能です。

原油、天然ガス、石炭ガスには、1日の平均生産量に応じた累進税率が適用されます。

非農業土地使用税

外資系企業は通常、投資プロジェクトを実施するために、ベトナムの土地使用権をリースすることが許されています。

従って、一般的には土地使用権に対して使用料を支払います。料金の範囲は、ビジネスが行われている場所、インフラ、及び産業分野によって異なります。

さらに、土地使用権の所有者または土地使用権を使用している者は、非農業土地使用税に関する法律に基づいて土地使用税を支払わなければなりません。

この税金は、1平方メートル当たりの規定価格と0.03%から0.15%の累進税率に基づいて、使用する特定の土地面積に対して課されます。

環境保護税

環境保護税は、環境に有害とみなされる特定の商品の生産と輸入に適用されます。税率は以下の通りです。

| No. | 商品 | 単位 | 税率(VND) |
|-----|----------------|---------|---------------|
| 1. | ガソリン、軽油、グリースなど | リットル/キロ | 500~4,000 |
| 2. | 石炭 | トン | 15,000~30,000 |
| 3. | HCFCS | キロ | 5,000 |
| 4. | ビニール袋(*) | キロ | 50,000 |
| 5. | 使用制限化学物質 | キロ | 500~1,000 |

(*) 包装用ポリ袋、環境配慮型ポリ袋は除く

輸出入税

税率

輸出入関税率は頻繁に変更される可能性があるため、常に最新の規定を確認することが重要です。

輸出入関税率は3つのカテゴリーに分類されます。

- 普通税率
- 特惠税率
- 特別特惠税率



特惠税率は、ベトナムと最恵国待遇(MFN)を結んでいる国からの輸入品に適用されます。最恵国待遇はベトナムのWTO協定に基づくもので、WTO加盟国からの輸入品に適用されます。

現在有効な自由貿易協定には、ASEAN加盟国間、ASEAN加盟国と日本間、ASEANと中国間、ASEANとインド間、ASEANと韓国間、ASEANとオーストラリア・ニュージーランド間、ベトナムと日本間、ベトナムとチリ間、ベトナムと韓国間、ベトナムとユーラシア経済連合間、ベトナムとロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟間等があります。

特惠税率または特別特惠税率を適用するためには、輸入品に適切な原産地証明書を添付しなければなりません。非特惠国・非恵国待遇国からの輸入品については、通常税率(最恵国待遇税率に50%の割増)が適用されます。

計算方式

原則として、ベトナムはWTO評価協定に従いますが、一定の差異があります。輸入品の課税価格は、通常、取引価格(すなわち、輸入品に対して支払われた又は支払うべき価格、適切な場合には、特定の課税又は非課税要素について調整されたもの)に基づいて算定されます。取引価格が適用されない場合、代替的な課税価格の算定方式が使用されます。

一部の商品には、輸入関税に加えて特別売上税(SST)が適用されます。また、輸入品にはVATが適用されます(VAT規定により免除される場合を除く)。

免税

輸入免税は、奨励分野に分類されるプロジェクト及び特定の状況下で輸入されるその他の商

品に対して提供されます。輸入免税のカテゴリーには以下のものが含まれません。

- ・ 奨励された投資プロジェクトの固定資産を構成する機械及び設備、特殊な輸送手段及び建設資材(ベトナム国内で生産できないもの)。石油及びガス事業用に輸入された機械、設備、特殊な輸送手段及び資材(ベトナム国内で生産できないもの)、事務機器。
- ・ 輸出商品の生産のために輸入された材料、供給品及び部品。
- ・ 輸出商品加工のために輸入された原材料、供給品及び部品。
- ・ 自由貿易区内で商品の製造、加工、リサイクル、組立され、輸入原材料や輸入部品を使用せずに国内市場に輸入されたもの。
- ・ 国内で生産できず、特定の奨励プロジェクトの生産のために輸入される材料、供給品、部品。
- ・ 保証、修理、交換を目的として一時的に輸出入された商品。

払い戻し

輸入関税の払い戻しが可能な場合には、次のような様々なケースがあります。

- ・ 輸入関税は支払われていますが、実際には物理的に輸入されていない商品。
- ・ 未使用で再輸出が必要な輸入原材料。
- ・ 国内市場向けの製品を生産するために輸入された原材料が、外国との加工契約に基づき、輸出向け製品の加工に使用される場合。

輸出関税

輸出関税が課されるのは、基本的に砂、チョーク、大理石、花崗岩、鉱石、原油、林産物、金属スクラップなどの天然資源に限られます。税率は0%から40%の範囲です。輸出関税を計算する際の課税標準はFOB価格です。すなわち、契約書に記載された出港地での販売価格から運賃と保険料を除いたものです。

税関監査

税関は、税関事務所または納税者の施設において、税関監査を実施することができます。これらの検査は通常、HSコードの分類、評価、輸出・通関製造の関税繰延・免除スキームの遵守、原産地証明書等の問題に集中します。

会計監査要件

会計記録は通常、VNDで管理する必要があります。主に外貨で受払いを行う企業は、規定されたすべての要件を満たす限り、会計記録及び財務諸表に使用する外貨を選択することができます。

会計記録はベトナム語で管理することが義務付けられていますが、一般的に使用されている外国語と組み合わせることができます。電子機器に保存されている会計伝票や会計帳簿は、当局の要求がない限り印刷する必要はありません。会計年度末には、企業は固定資産、現金、在庫の棚卸をする必要があります。

ベトナムで事業を行う企業は、取得原価主義を適用するベトナム会計制度に準拠する必要があります。税務当局は、VASの不遵守を税務再調査の根拠とし、CIT優遇措置の取り消し、CIT目的の経費の否認、支払いVATクレジット／還付の否認を含む罰則を課します。

外資系企業、金融機関、保険会社及び公益事業体の年次財務諸表は、ベトナム国内で活動する独立監査法人による監査を受けなければなりません。監査済みの年次財務諸表は、会計年度末から90日以内に完成させなければなりません。これらの財務諸表は、該当する許認可機関、財務省、地方税務当局、統計局及びその他特定の当局に提出する必要があります。

二重課税防止協定

ベトナムは80以上の租税条約を締結しています。

| No | Recipient | | Effective |
|----|------------|----------|--------------|
| 1 | Algeria | アルジェリア | 本小冊子印刷時点では未定 |
| 2 | Australia | オーストラリア | - |
| 3 | Austria | オーストリア | |
| 4 | Azerbaijan | アゼルバイジャン | |
| 5 | Bangladesh | バングラデシュ | |
| 6 | Belarus | ベラルーシ | |
| 7 | Belgium | ベルギー | |

| No | Recipient | | Effective |
|----|-------------------|---------|--------------|
| 8 | Brunei Darussalam | ブルネイ | |
| 9 | Bulgaria | ブルガリア | |
| 10 | Cambodia | カンボジア | |
| 11 | Canada | カナダ | |
| 12 | China | 中国 | |
| 13 | Cuba | キューバ | |
| 14 | Czech Republic | チェコ共和国 | |
| 15 | Croatia | クロアチア | 本小冊子印刷時点では未定 |
| 16 | Denmark | デンマーク | |
| 17 | Eastern Uruguay | ウルグアイ東部 | |
| 18 | Egypt | エジプト | 本小冊子印刷時点では未定 |
| 19 | Estonia | エストニア | |
| 20 | Finland | フィンランド | |
| 21 | France | フランス | |
| 22 | Germany | ドイツ | |
| 23 | Hong Kong | 香港 | |
| 24 | Hungary | ハンガリー | |



| No | Recipient | | Effective |
|----|---------------|--------|-----------|
| 25 | Iceland | アイスランド | |
| 26 | India | インド | |
| 27 | Indonesia | インドネシア | |
| 28 | Iran | イラン | |
| 29 | Ireland | アイルランド | |
| 30 | Israel | イスラエル | |
| 31 | Italy | イタリア | |
| 32 | Japan | 日本 | |
| 33 | Kazakhstan | カザフスタン | |
| 34 | Korea (South) | 韓国(南) | |
| 35 | Korea (North) | 韓国(北) | |
| 36 | Kuwait | クウェート | |
| 37 | Laos | ラオス | |



| No | Recipient | | Effective |
|----|--------------|----------|--------------|
| 38 | Latvia | ラトビア | |
| 39 | Luxembourg | ルクセンブルク | |
| 40 | Macedonia | マケドニア | 本小冊子印刷時点では未定 |
| 41 | Malaysia | マレーシア | |
| 42 | Manta | マンタ | |
| 43 | Mongolia | モンゴル | |
| 44 | Macao | マカオ | |
| 45 | Morocco | モロッコ | |
| 46 | Mozambique | モザンビーク | |
| 47 | Myanmar | ミャンマー | |
| 48 | Netherlands | オランダ | |
| 49 | New Zealand | ニュージーランド | |
| 50 | Norway | ノルウェー | |
| 51 | Oman | オマーン | |
| 52 | Pakistan | パキスタン | |
| 53 | Panama | パナマ | |
| 54 | Palestine | パレスチナ | |
| 55 | Philippines | フィリピン | |
| 56 | Poland | ポーランド | |
| 57 | Portugal | ポルトガル | |
| 58 | Qatar | カタール | |
| 59 | Romania | ルーマニア | |
| 60 | Russia | ロシア | |
| 61 | San Marino | サンマリノ | |
| 62 | Saudi Arabia | サウジアラビア | |
| 63 | Serbia | セルビア | |

| No | Recipient | | Effective |
|----|----------------|---------|--------------|
| 64 | Seychelles | セーシェル | |
| 65 | Singapore | シンガポール | |
| 66 | Slovakia | スロバキア | |
| 67 | Spain | スペイン | |
| 68 | Sri Lanka | スリランカ | |
| 69 | Sweden | スウェーデン | |
| 70 | Switzerland | スイス | |
| 71 | Taiwan | 台湾 | |
| 72 | Thailand | タイ | |
| 73 | Tunisia | チュニジア | |
| 74 | Turkey | トルコ | |
| 75 | UAE | UAE | |
| 76 | Ukraine | ウクライナ | |
| 77 | United Kingdom | イギリス | |
| 78 | United States | 米国 | 本小冊子印刷時点では未定 |
| 79 | Uruguay | ウルグアイ | |
| 80 | Uzbekistan | ウズベキスタン | |
| 81 | Venezuela | ベネズエラ | |

社会・健康・失業保険料

社会保険、健康保険、失業保険は、労働契約に基づいて雇用されるベトナム人と外国人の両方に適用されます。

強制社会保険、強制健康保険、失業保険制度の下では、雇用主と従業員の両方が保険基金に拠出する必要があります。拠出は従業員が受け取る契約給与の全額に基づきます。政府も拠出し、追加資金を提供します。拠出率の詳細は以下の通りです。

| | SI | HI | UI | Total |
|-----|-------|------|----|-------|
| 従業員 | 8% | 1.5% | 1% | 10.5% |
| 雇用主 | 17.5% | 3% | 1% | 21.5% |

但し、社会保険法は、保険料を計算する際の給与の上限を定めており、この上限を超えて保険料を支払う必要はありません。

従業員の給与が政府の基本給の20倍以上である場合、社会保険料の計算上、従業員の給与は基本給の20倍で固定されているとみなされます。

従って、社会保険料の上限は、政府が随時定める最低賃金によります。失業保険料の上限は、地域最低賃金の20倍です。

基本給

基本給は、国家機関、国有企業、その他国内企業等、外資系企業以外で働く従業員に適用されます。現在の基本給は月額1,800,000ドン(2023年7月1日より適用)です。

最低賃金

最低賃金は、訓練を必要としない基本的な仕事を行うために雇用された従業員に支払われる最低賃金です。最低賃金は政府によって随時定められます。



最低賃金には3種類あります。最低賃金は月給制、日給制、時給制があり、地域や業種によって定められています。

「地域別最低賃金」は、外資系企業及びその他の外資系組織で働く従業員に適用され、企業の区分によって異なります。地域別最低賃金制度は4つのレベルに分かれています。

1. **レベル1:**ハノイの都市部、ハイフオンの都市部及び農村部、ホーチミンの都市部及び農村部、及びドンナイ、ピンズオン、及びバリア・ブンタウ州の一部の指定都市・地区の企業に勤務する従業員は月額468万ドンです。
2. **レベル2:**さまざまな指定都市、地方区、及び中央管理都市の企業に勤務する従業員は月額416万ドンです。
3. **レベル3:**他州の都市及び地区の企業に勤務する従業員は月額364万ドンです。
4. **レベル4:**他地域の企業で働く従業員は月額325万ドンです。

法定雇用者拠出は従業員への課税対象給付とはなりません。従業員拠出は個人所得税の控除対象となります。

従業員と雇用主は、任意年金制度への参加も奨励されています。拠出金に対する税額控除は、従業員（PIT目的）及び雇用主（CIT目的）に対して許可されていますが、上限があります。

ベトナムで働く駐在員のための労働コンプライアンス

一般的に、法律では、駐在員は以下のいずれかの方法でベトナムに入国し、働くことができます。

- 労働契約に基づく就労：VN企業/FCが直接従業員を雇用し、労働契約を締結します。
- グループ内での配置転換（社内異動）：ベトナムに商業拠点を持つ外国企業の管理職、執行役員、専門家、技術者である駐在員の配置転換です。これは、ベトナムに商業拠点を持つ同じ企業グループ内で行われる一時的な任務であり、従業員は少なくとも12ヶ月間外国企業に雇用されている必要があります。
- 管理職、執行役員、専門家、技術者として雇用されています。
- ベトナムでの契約及びプロジェクトの実行に参加。

VN会社への雇用登録

VN会社は、駐在員の採用が必要と予測される時点の少なくとも30日前までに、駐在員を使用する必要がある理由を説明する報告書を提出しなければなりません。報告書には、職種、必要な人数、必要な専門資格と経験、給与率、労働時間等が含まれる必要があります。報告書は、本社が所在する州の労働傷病兵社会福祉局に直接提出しなければなりません。

報告を受けてから15営業日以内に、労働傷病兵社会福祉局はVN会社に駐在員の使用を許可するかどうかを通知します。この承認書は、駐在員の労働許可証を申請する際に必要となる補助書類の一つです。

プロジェクトベースのFCへの雇用通知要件

外国人労働者を雇用する前に、FCはベトナムで契約を実施するために動員する外国人労働者の数、資格、専門能力、経験を申告しなければなりません。

さらに、FCは、FCが外国人労働者の採用を検討している職種について、まずベトナム人労働者の採用を試みるよう、FCが契約を実施する州の人民委員会委員長に要請書を送付しなければなりません。（プロジェクトオーナーによる募集リクエストの確認が含まれている必要があることに注意してください。）

FCが申告した従業員数を調整及び/または補充する必要がある場合、プロジェクトオーナーはFCの調整計画及び追加労働需要を確認する必要があります

その後、州の人民委員会委員長はFCにベトナム人労働者を紹介・供給するよう地方機関や団体に指示します。ベトナム人従業員を500人以上採用する要請を受領した日から2ヶ月以内、またはベトナム人従業員100人から500人未満を採用する要請を受領した日から1ヶ月以内、またはベトナム人従業員100人未満を採用する要請を受領した日から15日以内に、FCにベトナム人労働者を紹介または供給することが不可能な場合、州の人民委員会委員長はFCがベトナム人従業員を採用できなかった職種について外国人労働者を採用することを許可するかどうかを検討・決定します。

ベトナムで働く駐在員の労働許可証

地方自治体から駐在員雇用の承認を得たら、雇用主は雇用契約を締結し、労働許可証または労働許可証免除証明書を申請しなければなりません。

法律の下では、ベトナムで働く駐在員従業員が労働許可証を取得できる一般的な条件は以下の通りです。

- 市民活動能力を有していること。
- 職務に必要な資格、技能、健康を有していること。
- ベトナムまたは他国の法律で有罪判決を受けたことがないこと。

労働許可証免除証明書を取得するケース

法律の下では、ベトナムで働く駐在員は、以下の場合に労働許可証の取得が免除されます。

- 有限責任会社の出資メンバーまたはオーナーとして
- 株式会社の経営委員として
- 3ヶ月未満の期間でサービスを提供するためにベトナムに滞在する場合
- 生産及び事業に影響を与える、または影響を与える恐れのある問題、技術的状況、または複雑な技術的問題で、現在ベトナムにいる専門家では対応できないものを対処するために、3ヶ月未満の期間ベトナムに滞在する場合
- 専門家、管理職、執行役員、技術職として働くためにベトナムに滞在する期間が30日未満で、1年間の累積日数が90日以内の駐在員の場合
- ベトナムとWTO間のサービスに関する公約にある11のサービス産業（ビジネス、通信、建設、流通、教育、環境、金融、健康、観光、娯楽、運輸）に従事する企業内で配置転換される労働者の場合
- ベトナムと他国の管轄当局との間のODAに関する国際協定に基づき、ODAにより資金提供されたプログラム及びプロジェクトの研究、開発、評価、管理、実行のための技術顧問サービスまたはその他の業務を行うためにベトナムに入国する労働者の場合

労働許可証は必要ないが、従業員は現地の労働当局から労働許可証免除証明書を取得しなければなりません。

VN会社に適用される労働許可証の免除

労働許可証は、ベトナムとWTO間のサービスに関する公約にある11のサービス産業に従事する企業内に従業員が異動する場合には必要ありません。

法律では内部異動を2つのカテゴリーに分類しています。

- (i) 管理職、執行役員、専門家としての海外駐在員の社内異動

(ii) 技術者としての海外駐在員の内部異動マネジャー及びエグゼクティブとは、ベトナムに商業拠点を設立した外国企業の経営を主に指揮する者であり、その企業の取締役会または株主、またはそれらに相当する者からの一般的な監督または指示のみを受ける者を指します。或いは、事業所または事業所の部門または小部門を指揮し、他の監督的、専門的、または管理的な従業員の業務を監督・管理し、個人的に雇用・解雇の権限を有し、または雇用・解雇・その他の人事を推奨し、事業所のサービスの実際の供給に関する業務を直接行わない者を含みます。

外国契約者(FC)に適用される労働許可証の免除

プロジェクトの下でFCのために働く外国人従業員は、生産及び事業に影響を与える、または影響を与える恐れのある問題、技術的状況、または複雑な技術的問題で、現在ベトナムにいる専門家は対応できないものを対処するために、3ヶ月未満の期間ベトナムに滞在するという状況で労働許可証は免除されます。WTO公約に基づく免除は適用されません。この免除タイプの条件の一つは、外国企業がベトナム領土内に商業的存在を確立していることです。商業的存在とは、以下と定義されます。

- 業務提携契約
- 合併企業、100%外資企業
- 駐在員事務所





VDB LOI

HO CHI MINH OFFICE

Level 16, Unit 1638
Bitexco Financial Tower
2 Hai Trieu Street, Ben Nghe Ward
District 1, Ho Chi Minh City 700000
T: +84 708 283 668

VDB Loi

All rights reserved. No part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted, in any form or by any means – electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise – without the prior written permission of the publisher or copyright holder. This publication, and any form of copy of this publication, may not be sold, re-sold, hired out or otherwise disposed of by way of trade, by any person or entity, without the prior written permission of the publisher or copyright holder.

Tax, land, stamping and similar rates are aimed to have been specified based on general tax rules and regulations. Adjustments may be required in the context of specific agreement or transactions, depending on its particular contents, form and parties.

This publication does not represent legal or tax advice. VDB Loi is represented in Vietnam through Loi and Partners Law Company Limited

VDB | *Loi*

Get to the point.

<http://www.vdb-loi.com>